

大阪府移動支援従業者養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 事業者の指定等 第4条 (略)</p> <p>(指定の要件等) 第5条 知事は、申請者が次に掲げる各号の要件のすべてを満たすときに限り、事業者として指定する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 研修事業の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有するものであること。</u></p> <p>(3) 研修事業の経理と他の事業の経理が明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支状況を明らかにする書類が整備されていること。</p> <p>(4) 研修事業の趣旨及び内容を十分に理解し、<u>責任をもって大阪府内で適正かつ円滑に研修事業を実施できる事務処理能力及び</u>体制を有していること。</p> <p>(5) 研修事業が大阪府内で実施されること。</p> <p><u>(6) 研修を適正に運営する能力を有した人員を配置し、研修事業を統括する体制を整えた、</u>研修事業に係る事務等を行うための事業所が大阪府内に設置されていること。</p> <p>(7) 毎事業年度<u>(4月1日から翌年3月31日まで)</u>ごとに1回以上、<u>継続的に</u>研修が実施でき、かつ自らが補講を実施できる体制を整えていること。</p> <p>(8) 直近1事業年度以上の活動実績を有し、かつ、その活動実績を証明する証拠書類の提出が可能なこと。</p> <p>(9) 各科目を担当する適切な講師及び助手が必要な人数確保されていること。</p> <p>(10) 講義及び演習を実施するために必要な広さの場所及び演習に必要な備品等が確保されていること。</p> <p>(11) 必要に応じて実習を行う場合は、大阪府内に実習を適切に実施することができる施設が確保されていること。</p> <p>(12) 学則が定められていること。</p> <p>(13) 情報開示責任者を配置して、別表1に掲げる項目の情報開示を適切に行い、持続的に情報の更新が可能となるよう努めること。</p> <p><u>(14) 前各号に定めるもののほか、第21条に規定する別に定める基準を満たしていること。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。</p> <p><u>(1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。)又は介護保険法施行令(平成10年政令412号。以下「介護保険法施行令」という。)第35条の2に定める法律に基づき罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</u></p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)、改正前の障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「障害者自立支援法」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第22条又は改正前の障害者自立支援法<u>施行令(平成18年政令第10号)第22条</u>に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(3) 第18条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 大阪府知事又は他の都道府県知事(指定都市市長を含む。)により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>イ 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)第1条第3号から第7号までに掲げる研修を実施す</p> | <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 事業者の指定等 第4条 (略)</p> <p>(指定の要件等) 第5条 知事は、申請者が次に掲げる各号の要件のすべてを満たすときに限り、事業者として指定する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 研修事業の経理と他の事業の経理が明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支状況を明らかにする書類が整備されていること。</p> <p>(3) 研修事業の趣旨及び内容を十分に理解し、適正かつ円滑に実施できる体制を有していること。</p> <p>(4) 研修事業が大阪府内で実施されること。</p> <p>(5) 研修事業に係る事務等を行うための事業所が大阪府内に設置されていること。</p> <p>(6) 毎事業年度ごとに1回以上研修が実施でき、かつ自らが補講を実施できる体制を整えていること。</p> <p>(7) 直近1事業年度以上の活動実績を有し、かつ、その活動実績を証明する証拠書類の提出が可能なこと。</p> <p>(8) 各科目を担当する適切な講師及び助手が必要な人数確保されていること。</p> <p>(9) 講義及び演習を実施するために必要な広さの場所及び演習に必要な備品等が確保されていること。</p> <p>(10) 必要に応じて実習を行う場合は、大阪府内に実習を適切に実施することができる施設が確保されていること。</p> <p>(11) 学則が定められていること。</p> <p>(12) 情報開示責任者を配置して、別表1に掲げる項目の情報開示を適切に行い、持続的に情報の更新が可能となるよう努めること。</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、改正前の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第22条又は改正前の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(2) 第18条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>(3) 大阪府知事又は他の都道府県知事(指定都市市長を含む。)により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>イ 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)第1条第3号から第7号までに掲げる研修を実施す</p> |

大阪府移動支援従業者養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>る者として、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成 19 年 1 月 30 日障発第 0130001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき指定を受けた<u>居宅介護職員初任者研修事業者、障がい者居宅介護従業者基礎研修事業者、重度訪問介護従業者養成研修事業者、同行援護従業者養成研修事業者又は行動援護従業者養成研修事業者</u></p> <p>□ （略）</p> <p>ハ <u>介護保険法施行令</u>に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者</p> <p>二 「難病特別対策推進事業について」（平成 10 年 4 月 9 日付健医発第 635 号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第 8 の 4 の（6）<u>又は「療養生活環境整備事業について」（平成 27 年 3 月 30 日健発 0330 第 14 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）の別紙「療養生活環境整備事業実施要綱」第 3 の（4）の⑥</u>に基づき指定を受けた難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者</p> <p>(5) <u>障害者総合支援法</u>又は障害者自立支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>(6) 介護保険法に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>(7) 第3号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>(8) （略）</p> <p>(9) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>□ 第1号<u>又は第2号</u>に該当する者</p> <p>ハ 第3号から第6号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者</p> <p>ニ 第7号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出日から起算して5年を経過しない者</p> <p>(10) 申請者又は申請者の代表者若しくはその構成員が、次のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>イ から ハ （略）</p> <p>（指定申請の手続き）</p> <p>第6条</p> <p>1 （略）</p> <p>2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 資産の状況を示す書類及び法人概要がわかる書類</p> <p>イ （略）</p> <p>□ 法人を所管する法令に基づく事業報告書等</p> <p>ハ <u>法人</u>案内冊子</p> <p>ニ （略）</p> <p><u>ホ</u> <u>研修事業運営体制報告書</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 履歴事項全部証明書の原本</p> | <p>る者として、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成 19 年 1 月 30 日障発第 0130001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき指定を受けた<u>居宅介護職員初任者研修等事業者</u></p> <p>□ （略）</p> <p>ハ <u>「介護保険法施行令」（平成 10 年政令第 412 号）</u>に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者</p> <p>二 「難病特別対策推進事業について」（平成 10 年 4 月 9 日付健医発第 635 号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第 8 の 4 の（6）に基づき指定を受けた難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者</p> <p>(4) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）</u>又は<u>改正前の障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）</u>に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>(5) 介護保険法（<u>平成 9 年法律第 123 号</u>）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>(6) 第2号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>(7) （略）</p> <p>(8) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>□ 第1号に該当する者</p> <p>ハ 第2号から第5号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者</p> <p>ニ 第6号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出日から起算して5年を経過しない者</p> <p>(9) 申請者又は申請者の代表者若しくはその構成員が、次のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>イ から ハ （略）</p> <p>（指定申請の手続き）</p> <p>第6条</p> <p>1 （略）</p> <p>2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 資産の状況を示す書類及び法人概要がわかる書類</p> <p>イ （略）</p> <p>□ <u>会社法に係る事業報告書等</u>、法人を所管する法令に基づく事業報告書等</p> <p>ハ <u>会社</u>案内冊子</p> <p>ニ （略）</p> <p><u>ホ</u> <u>研修事業運営体制報告書</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 履歴事項全部証明書の原本 <u>（法人の場合）</u></p> |

大阪府移動支援従業者養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(4) 第5条第2項各号に該当しない旨の誓約書、暴力団等に関する要件確認申立書及び審査情報(審査情報は、紙媒体及び電磁的記録を提出すること。)</p> <p>(5) から (14) (略)</p> <p>3 から 4 (略)</p> <p>(課程の追加の手続き)</p> <p>第6条の2</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 研修事業に関する事項</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 研修事業運営体制報告書</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 今後2年間の「研修に係る収支計画書」及び今後2年間の「法人全体の収支計画書」</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ 学則</p> <p style="margin-left: 20px;">ニ 講師一覧表</p> <p style="margin-left: 20px;">ホ 講師履歴書</p> <p style="margin-left: 20px;">ヘ 講義・演習室使用承諾書の写し及び平面図</p> <p style="margin-left: 20px;">ト 実習施設一覧表(実習が位置づけられている課程を実施する場合)</p> <p style="margin-left: 20px;">チ 実習施設承諾書の写し(実習が位置づけられている課程を実施する場合)</p> <p style="margin-left: 20px;">リ 修了証明書の様式</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 申請者は、第1項に規定する申請を行う際は、次に掲げる書類をあわせて届け出なければならない。</p> <p>(1) 承認を受けた後、初めに実施する当該課程の研修の開講日が属する年度の年間実施計画</p> <p>(2) 承認を受けた後、初めに実施する当該課程の研修の開講届の書類一式</p> <p>第3章 研修事業の実施 (年間実施計画の届出)</p> <p>第7条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業者は、前項による届出の際には、履歴事項全部証明書の原本もしくは写しを添付しなければならない。</p> <p>3 事業者は、年間実施計画に基づき研修を実施しなければならない。</p> <p>4 事業者は、第1項又は第6条第3項第1号若しくは前条第3項第1号の規定により届け出た年間実施計画に変更が生じた場合は、速やかに変更後の計画を知事に提出しなければならない。</p> <p>第8条 から 第10条 (略)</p> <p>(休止及び再開届)</p> <p>第11条 事業者は、第7条第1項又は第4項の規定による年間実施計画を届け出る際に、当該年度における研修事業を実施しないことが明らかな場合は、年間休止届を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する届出がなく研修が実施されていない期間が2ヶ年度にわたる場合は、第15条第1項に規定する届出があったものとみなす。 なお、2ヶ年度とは、2事業年度分(4月1日から翌々年3月31日まで)の期間をいう。</p> <p>3 事業者は、休止した研修事業を再開する場合には、第7条第1項による年間実施計画及び第8条第1項による開講届を提出しなければならない。</p> | <p>(4) 第5条第2項各号に該当しない旨の誓約書、暴力団等に関する要件確認申立書及び審査情報(審査情報は、紙媒体及び磁気媒体を提出すること。)</p> <p>(5) から (14) (略)</p> <p>3 から 4 (略)</p> <p>(課程の追加の手続き)</p> <p>第6条の2</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 研修事業に関する事項</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 今後2年間の「研修に係る収支計画書」及び今後2年間の「法人全体の収支計画書」</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 学則</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ 講師一覧表</p> <p style="margin-left: 20px;">ニ 講師履歴書</p> <p style="margin-left: 20px;">ホ 講義・演習室使用承諾書の写し及び平面図</p> <p style="margin-left: 20px;">ヘ 実習施設一覧表(実習が位置づけられている課程を実施する場合)</p> <p style="margin-left: 20px;">ト 実習施設承諾書の写し(実習が位置づけられている課程を実施する場合)</p> <p style="margin-left: 20px;">チ 修了証明書の様式</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 申請者は、第1項に規定する申請を行う際は、次に掲げる書類をあわせて届け出なければならない。</p> <p>(1) 初めに実施する当該課程の研修の開講日が属する年度の年間実施計画</p> <p>(2) 初めに実施する当該課程の研修の内容を記した書類一式</p> <p>第3章 研修事業の実施 (年間実施計画の届出)</p> <p>第7条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業者は、年間実施計画に基づき研修を実施しなければならない。</p> <p>3 事業者は、第1項又は第6条第3項第1号若しくは前条第3項第1号の規定により届け出た年間実施計画に変更が生じた場合は、速やかに変更後の計画を知事に提出しなければならない。</p> <p>第8条 から 第10条 (略)</p> <p>(休止及び再開届)</p> <p>第11条 事業者は、第7条第1項又は第3項による年間実施計画を届け出る際に、当該年度における研修事業を実施しないことが明らかな場合は、年間休止届を同時に知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の年間休止届の期間(現に研修を実施していない実質的に休止状態のものを含む。)が2ヶ年度にわたる場合は、第15条第1項に規定する届出があったものとみなすことができるものとする。 なお、2ヶ年度にわたる場合とは、1事業年度(4月1日から翌年3月31日まで)の休止を2年連続で行った場合をいう。</p> <p>3 事業者は、休止した研修事業を再開する場合には、第7条第1項による年間実施計画及び第8条第1項による開講届を提出しなければならない。</p> |

大阪府移動支援従業者養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>なお、<u>第1項の規定により届け出た期間が2ヶ年度にわたる場合は、再開届、</u>第6条第2項に規定する書類を併せて提出しなければならない。</p> <p>第12条 から 第14条 (略)</p> <p>第4章 研修事業の廃止 (廃止届)</p> <p>第15条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、<u>研修事業の全て又は一部の課程</u>を廃止しようとする場合には、廃止する日の10日前までに、廃止届を知事に提出しなければならない。 2 知事は、<u>第7条第1項に規定する年間実施計画又は第11条第1項に規定する年間休止届の提出がなく研修が2ヶ年度にわたり実施されていない</u>場合には、前項に定める廃止の届出があったものとみなす。 3 (略) <p>第5章 指導及び調査 第16条 から 第17条 (略)</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第18条</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) から (9) (略) (10) 第5条第2項<u>各号のいずれか</u>の要件に該当したとき。 (11) (略) <p>2 (略)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等) この要綱は、平成19年7月9日から施行する。</p> <p>(経過措置) 次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の規定中、「当該研修事業における研修を開始する60日前までに」を「当該研修事業における研修を開始する30日前までに」と読み替える。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成19年10月31日までの間に研修を開始する場合 (2) 大阪府外出介護従業者養成研修事業者指定要綱に基づき指定を受けた外出介護従業者養成研修事業者が、平成20年3月31日までの間に研修を開始する場合(この場合において、知事は第6条第2項に掲げる書類のうち一部の提出を省略させることができる。) <p>附 則 (施行期日)</p> | <p>なお、<u>前項に該当する事業者は、</u>第6条第2項及び第4項に規定する書類を併せて提出しなければならない。</p> <p>第12条 から 第14条 (略)</p> <p>第4章 研修事業の廃止 (廃止届)</p> <p>第15条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、研修事業を廃止しようとする場合には、廃止する日の10日前までに、廃止届を知事に提出しなければならない。 2 知事は、<u>事業者が2ヶ年度にわたって研修を実施しなかった場合又は年間実施計画を届け出なかった</u>場合には、前項に定める廃止の届出があったものとみなすことができる。 3 (略) <p>第5章 指導及び調査 第16条 から 第17条 (略)</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第18条</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) から (9) (略) (10) 第5条第2項<u>第9号</u>の要件に該当したとき。 (11) (略) <p>2 (略)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等) この要綱は、平成19年7月9日から施行する。</p> <p>(経過措置) 次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の規定中、「当該研修事業における研修を開始する60日前までに」を「当該研修事業における研修を開始する30日前までに」と読み替える。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成19年10月31日までの間に研修を開始する場合 (2) 大阪府外出介護従業者養成研修事業者指定要綱に基づき指定を受けた外出介護従業者養成研修事業者が、平成20年3月31日までの間に研修を開始する場合(この場合において、知事は第6条第2項に掲げる書類のうち一部の提出を省略させることができる。) <p>附 則 (施行期日)</p> |

大阪府移動支援従業者養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>この要綱は、平成19年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成26年3月31日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和元年7月30日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和3年5月20日から施行する。</p> <p><u>附 則 (施行期日)</u> <u>1 この要綱は、令和8年3月25日から施行する。ただし、第5条第2項第9号イについては、令和7年6月1日から適用する。</u></p> <p>別表 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p> <p>別表1 研修機関が公表する<u>る</u>情報 (略)</p> | <p>この要綱は、平成19年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成26年3月31日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和元年7月30日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和3年5月20日から施行する。</p> <p>別表 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p> <p>別表1 研修機関が公表す<u>べき</u>情報 (略)</p> |